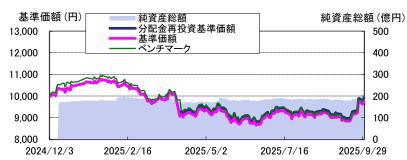
#### FTSE・サウジアラビア・インデックス ETF On e

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型

2025年9月30日基準

## 運用実績の推移



基準価額は1口当たり・信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」 をご覧ください。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであ り、実際の基準価額とは異なります。

分配金再投資基準価額=前日分配金再投資基準価額×(当日基準価額÷前日基準価額) (※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)

ベンチマークはFTSE Saudi Arabia Index(円換算ベース)であり、ファンドの設定当初の投資 元本を基に指数化しています。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。 証券取引所における取引価格とファンドの基準価額には乖離が生じる場合があります。

## 分配金実績(税引前)(直近3年分)

第1期(2025.04.08) 134 円 設定来累計分配金 134 円 ※1 分配金は1口当たり

※2 左記の分配金は過去の実績であ り、将来の分配金の支払いおよびその 金額について保証するものではありま せん。

※3 分配金額は、分配方針に基づいて 委託会社が決定します。あらかじめ一 定の額の分配をお約束するものではあ りません。分配金が支払われない場合 もあります。

## ファンド情報

証券コード 295A ISIN JP3050610009 設定日 2024年12月4日 上場日 2024年12月12日 信託期間 無期限 毎年4月、10月の各8日 決算日 東京証券取引所 上場市場 取引所における 1口単位

売買単位

### 基準価額 納資産総額

基	準		価	額	9,770 円
純	資	産	総	額	19,832 百万円

※基準価額は1口当たり。

### ポートフォリオ構成

株式	99.68	%
現金等	0.32	%
合計	100.00	%
株式先物	0.00	%
株式実質組入比率(株式+株式先物)	99.68	%

※組入比率は純資産総額に対する割合です。

### 騰落率(稅引前分配金再投資)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	設定来
ファンド	8.40%	7.05%	-1.38%	-0.87%
ベンチマーク	8.37%	7.17%	-3.12%	-1.52%

- ※1 ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
- ※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
- ※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来のファンドの騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。 ※4 実際の騰落率は課税条件によって受益者ごとに異なります。

### 業種別組入比率(%)

組入比率
40.8
16.2
12.0
9.2
4.7
3.5
3.4
3.2
2.7
2.2
2.1

- ※1 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。
- ※2組入比率は組入株式時価総額に対する割合です。

### 組入上位10銘柄(%)

組入上位10銘柄(%)		(組入銘柄数: 70)		
No.	銘柄	業種	組入比率	
1	AL RAJHI BANK	金融	15.54	
2	SAUDI ARABIAN OIL CO	エネルギー	11.18	
3	THE SAUDI NATIONAL BANK	金融	8.44	
4	SAUDI ARABIAN MINING CO	素材	6.33	
5	SAUDI TELECOM CO	コミュニケーション・サービス	6.20	
6	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	素材	4.18	
7	ACWA POWER CO	公益事業	3.60	
8	RIYAD BANK	金融	2.99	
9	ALINMA BANK	金融	2.46	
10	SAUDI BRITISH BANK	金融	2.39	

- ※1 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。
- ※2 組入比率は組入株式時価総額に対する割合です。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

- ※当資料は4枚ものです。
- ※P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧下さい。



アセットマネジメントOne

# **One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス**

2025年9月30日基準

#### ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

この投資信託は、FTSE Saudi Arabia Index(円換算ベース)に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

- FTSE Saudi Arabia Index(円換算ベース)(以下「対象指数」という場合があります。)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。
- ・当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資リスク(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。<u>これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。</u>

なお、市場取引価格、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

○ 株価変動リスク ······ 株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるた

め、基準価額が大きく下落する場合があります。

○ 為替変動リスク ········ 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、組入外貨建資産について原則として為替へッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上

がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

〇 カントリーリスク …… 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨

価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドが投資を行う株式や通貨の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々の規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や

為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

当ファンドはサウジアラビアの株式に投資しますが、一般にサウジアラビア株式市場は、先進国市場に比べて規模が 小さく、流動性も低く、株式市場制度において特有の規制が存在する他、様々な地政学的問題などから、カントリーリ

スクはより高くなる可能性があります。

〇 信用リスク ………… 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落す

る要因となります。

〇 流動性リスク ………… 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合

があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に投資す

る場合、先進国の株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

#### <サウジアラビア株式投資におけるリスクおよび留意点について>

○ サウジアラビアの証券市場については、QFI (適格外国人投資家)制度\*など資本取引に対して制限が設けられており、サウジアラビア政府当局の政策の変更等により、現在の資本規制が今後変更される可能性があります。例えば、適格外国人投資家によるサウジアラビア株式の保有制限や投資の禁止に関する規則の変更や、サウジアラビア国内の投資家保護もしくは資本市場の機能の確保などの観点から適格外国人投資家に与えられた資格の一時停止や取り消しなどにより、当ファンドが掲げるファンドの目的の実現をめざした運用が困難となる場合があります。

\*QFI (適格外国人投資家)制度とは、サウジアラビア資本市場庁(CMA)の定める規則に基づき資格を得た外国人投資家に対し、サウジアラビア国内の証券市場への投資を認める制度です。

※ サウジアラビア株式投資におけるリスクおよび留意点につきましては、主なリスク等について説明したものであり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

※当資料は4枚ものです。

※P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧下さい。



アセットマネジメントOne

# One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス

2025年9月30日基準

## ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用

売買委託手数料 取扱会社が定める額

※取扱会社ごとに異なりますので、上限額を示すことができません。くわしくは取扱会社にお問い合わせください。

● 設定・交換される場合に直接ご負担いただく費用

購入時手数料 販売会社が定める額

※販売会社ごとに異なりますので、上限額を示すことができません。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額ありません。

換金(買取り)時 手数料 販売会社が定める額

※販売会社ごとに異なりますので、上限額を示すことができません。くわしくは販売会社にお問い合わせください。換金(買取り)時期に制限がありますのでご注意ください。

● 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)

以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.319%(税抜0.29%)以内(2025年7月8日現在: **年率0.319%(税抜0.29%)**)

の率を乗じて得た額

②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%(税抜50%)未満の率\*を乗じて得た額

\*2025年7月8日現在は、品貸料の49.5%(税抜45%)以内になります。この率を乗じて得た額につき、

委託会社と受託会社で折半します。

品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用

(信託報酬)として受け取ります。

その他の費用・手数料

・受益権の上場にかかる費用(2025年7月8日現在)

上場審査料:55万円(税抜50万円)

新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して0.00825%(税抜0.0075%)

年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜0.0075%)

追加上場料: 追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して0.00825%(税抜0.0075%)

・FTSE Saudi Arabia Indexの商標使用料(2025年7月8日現在): 純資産総額に対して0.03%、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示す ことができません。



# One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス

2025年9月30日基準

### 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- 〇 当ファンドを金融商品取引所で売買される場合には、お申込みになる証券会社より交付される契約締結前交付書面または上場有価 証券等書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 信託の設定の申込みの場合には、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社(指定参加者)よりお渡しいたしますので、内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。また、投資信託説明書(交付目論見書)は、アセットマネジメントOne株式会社のホームページでご覧になれます。
- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。そのため、連動対象である株価指数の変動、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額、市場取引価格は変動します。
- 投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、市場取引価格または基準価額の下落により、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託は預金等や保険契約ではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点(2025年10月9日)のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- ◆委託会社およびファンドの関係法人 ◆
- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号 加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社>右記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

#### ◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/

#### FTSE Saudi Arabia Indexとは

FTSE Saudi Arabia Indexは、サウジアラビア株式の大型株銘柄および中型株銘柄で構成され、浮動株と外国人保有制限のどちらか低い金額に基づき算出される時価総額加重型の指数です。FTSE International Limitedが2012年6月15日を基準値1,000として算出・公表するものです。構成銘柄の定期見直しは原則として年2回(3月、9月)行われます。

#### 指数の著作権等

The One ETF FTSE Saudi Arabia Index (the "Fund") has been developed solely by Asset Management One Co., Ltd.. The "Fund" is not in any way connected to or sponsored, endorsed, sold or promoted by the London Stock Exchange Group plc and its group undertakings (collectively, the "LSE Group"). FTSE Russell is a trading name of certain of the LSE Group companies.

All rights in the FTSE Saudi Arabia Index (the" Index") vest in the relevant LSE Group company which owns the Index. "FTSE®" is a trade mark of the relevant LSE Group company and is used by any other LSE Group company under license.

The Index is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. The LSE Group does not accept any liability whatsoever to any person arising out of (a) the use of, reliance on or any error in the Index or (b) investment in or operation of the Fund. The LSE Group makes no claim, prediction, warranty or representation either as to the results to be obtained from the Fund or the suitability of the Index for the purpose to which it is being put by Asset Management One Co., Ltd..

One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス(以下、「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社によって独自に組成されています。当ファンドは、London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業(総称して「LSEグループ」)とはいかなる形でも関係せず、またLSEグループにより、出資、保証、販売、または販売促進されるものではございません。FTSE Russellは、LSEグループの特定の企業が有する商号です。

FTSE Saudi Arabia Index(以下、「当該インデックス」)に関する全ての権利は、当該インデックスを所有するLSEグループの関連する企業に帰属します。「FTSE®」はLSEグループの関連する企業の商標であり、ライセンスを受けて他のLSEグループの企業にも使用されています。

当該インデックスは、FTSE International Limitedもしくはその関連会社、代行業者、パートナー企業により算出されます。LSEグループは、何人に対しても(a)指数の使用、依拠、あるいは当該インデックスにおける誤謬、または(b)当ファンドへの投資もしくは運営に起因する責任を一切負いません。LSEグループは、当ファンドから得られる結果やアセットマネジメントOne株式会社が課す当ファンドの目的に対する当該インデックスの適合性について、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。

※ 世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc. (MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。

※当資料は4枚ものです。

